

関川村屋根雪下ろし 命綱固定アンカー等設置 補助金交付事業概要

工事に取りかかる前に 補助金申請が必要です

※申込みが予定の予算枠に達し次第、受付を終了します。

問い合わせ先： 関川村 建設課

0245-64-1479【直通】

補助金交付事業概要

1, 補助金交付制度の目的

- * 村民の屋根雪下ろし時における転落事故の防止に有効な安全対策設備の普及促進に取り組むことにより、雪に強いまちづくりを促進させるため、村内の施工業者によって戸建て住宅等に雪下し命綱固定アンカー等設置工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

2, 補助制度

- * この補助制度は村民が所有し居住している住宅等に、村内に本社及び事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主に請け負わせる雪下し命綱固定アンカー等の設置工事を行う場合の工事費の一部を補助する制度です。

3, 補助対象者

- * 申請者が所有する住宅に居住する者で、次のすべての条件を満たす方。
 - ・ 村内に住居を所有して住所登録をしていること、若しくは工事後1か年以内に村内に居住して住所登録をすることが確約できること。また、所有者と同居する二親等以内の親族。
 - ・ 村税等、村に対する債務を滞納していないこと。
 - ・ 村内施工業者が行う工事であること。

4, 補助対象住宅

- * 戸建て住宅又はその付属屋で人力で雪下ろし管理をしていること。
- * 付属屋は住宅と同一敷地内にある車庫、倉庫、物置等のこと。
- * 付属屋は住宅と同時の申請か既に住宅に命綱固定アンカー等が設置済みの場合は補助対象となる。
- * 併用住宅(店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅)は、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されている場合は補助対象となる。

5, 補助対象となる工事・ならない工事

- * 住宅屋根に雪下し命綱固定アンカー設置または、転落防止柵設置工事です。
- * 同時に固定はしごの設置工事も補助対象となります。
- * 基本的の対象建物の全ての屋根に設置する必要がありますが、下屋の場合で設置せずとも安全に作業できると判断される場合は設置の必要はありません。
- * 新築も補助対象となります。
- * 住宅と一体の非居住部分がある場合は、非住居部分の屋根にも設置すること。
- * 農作業専用建物などの営利目的で生活に直接関係のない建物は補助対象となりません。
- * 申請前に着手している工事や申請手続き中(交付決定前)に着手する工事、すでに契約行為のおこなわれた工事は補助対象となりません。
- * 今回この制度の補助を受けた建物は、次回以降この補助を受けることはできません。まだ、補助を受けていない建物は補助を受けることができます。

6. 補助金の額

- * 一般世帯は補助対象工事費の50%、要援護世帯は90%に相当する金額です。
- * 上限額は一般世帯15万円、要援護世帯27万円です。
- * 補助金額に千円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- * 補助金は1棟ごとの算出になります。

別表（第2条第6号関係）

要援護世帯	
1 高齢者世帯	ア 世帯全員が満65歳以上の者のみで構成されている世帯（ひとり暮らしを含む） イ 満65歳以上の高齢者と満18歳以下の児童（18歳に達した以降最初の3月31日までの児童を対象）のみで構成されている世帯 ※ア、イとも介護保険該当者については満60歳以上とする。
2 身体障がい者世帯	世帯主が、身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級表の級別が1級から6級に該当する者である世帯
3 精神障がい者世帯・知的障がい者世帯	世帯主が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める障害等級が1級から3級に該当する者、あるいは、知的障害と判定された者に対して都道府県知事が発行する療育手帳、又は知的障害者判定機関の判定書を持っている者である世帯
4 ひとり親世帯	世帯主が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの、又は父母のいない児童を養育する者で、世帯主以外の構成員が満18歳以下の児童（18歳に達した以降最初の3月31日までの児童を対象）である世帯
5 その他	1～4の条件が複合していると村が認める世帯

例1 「要援護世帯」でアンカー設置工事費が150,000円

補助対象工事費150,000円×補助率1/2=75,000円

よって、補助金額75,000円（上限額150,000円）

例2 「要援護世帯」で屋根が複雑でアンカー設置工事費が400,000円

補助対象工事費400,000円×補助率9/10=360,000円

よって、補助金額270,000円（上限額270,000円）

例3 「一般世帯」で屋根が複雑でアンカー設置工事費が400,000円

補助対象工事費400,000円×補助率1/2=200,000円

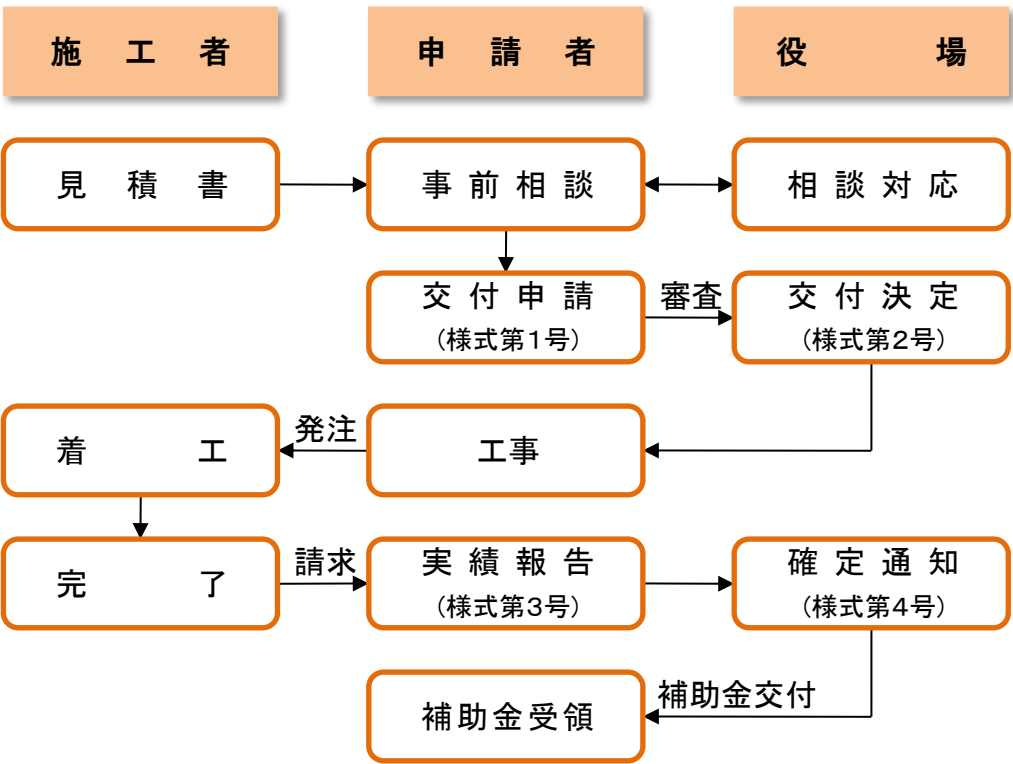
よって、補助金額150,000円（上限額150,000円）

7. 補助対象工事となる期間

- * 申請年の12月末までに工事を完了させ、実績報告書の提出が可能な工事です。

8、手続きの流れとスケジュール

※ 変更交付申請の手続きは省略しています。



9、事前相談受付 及び 申請受付・申請方法

建設課【役場2階】Tel64-1479

9時00分～11時00分、13時00分～16時00分(土日・祝祭日を除く)

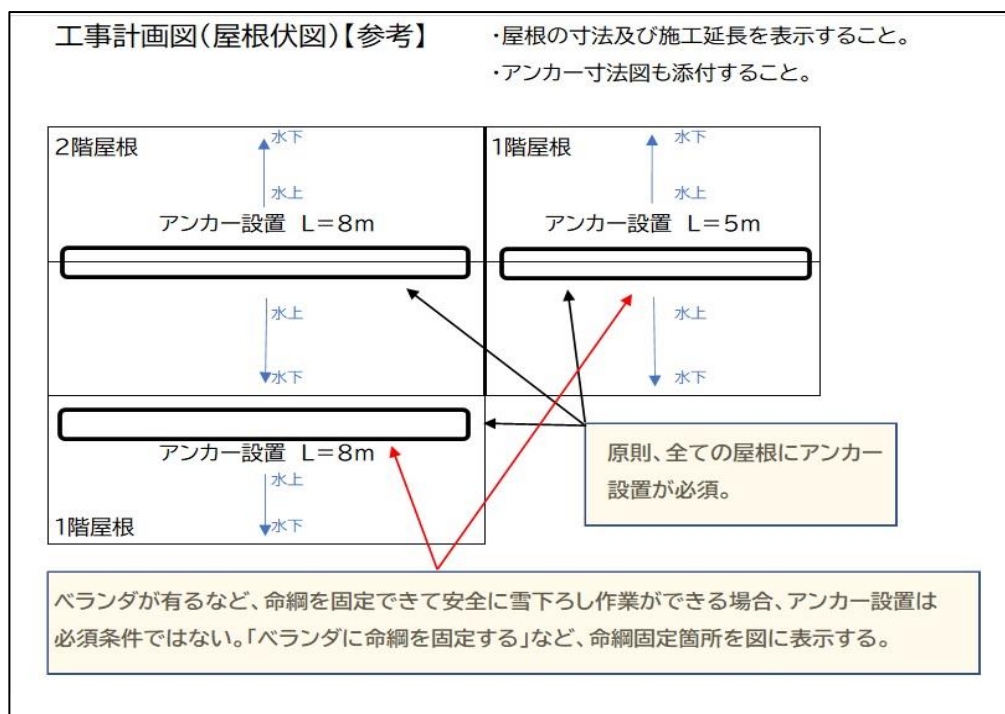
※申込みが予定の予算枠に達し次第、受付を終了いたします。

※提出された書類はお返しできませんので、必要な方は提出前にコピーを取っておいてください。

※施工業者による代理申請も可能です。

10、提出書類

- ① 補助金交付申請書 第1号様式
- ② 工事見積書(村内施工業者の記名・押印のあるもの)
- ③ 工事を行う住宅の全体写真(東西南北方向から)
- ④ 工事を行う施工予定箇所の写真
- ⑤ 工事図面(1棟ごとの屋根伏図)
- ⑥ その他必要と思われるもの。



11、補助金交付の決定

- * 提出書類の審査終了後、村長が交付の可否及び交付額を決定し、申請者へ通知します。ただし、審査に時間を要する場合があります。

12、工事の実施

* 工事の変更

工事内容に大幅な変更があり、工事費が増額となった場合でも交付金は増額しません。なお、工事費が減額となった場合は、交付金は減額となります。

* 実績報告書の提出

工事終了後、速やかに次の書類を提出してください。

- ① 補助金変更交付申請書 兼実績報告書 兼請求書 第3号様式
- ② 工事見積書(工事金額が変更になった場合添付)
- ③ 口座振込申出書
- ④ 工事を行った箇所の工事写真(着手前・完了・作業中)
- ⑤ 工事代金受領書の写し(村内施工業者の記名・押印のあるもの)
- ⑥ その他必要と思われるもの。

13、留意事項

- * 虚偽その他不正による補助金の交付を受けたとき、または補助金交付決定に付した条件に反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命じます。
- * 補助対象とならない工事について、疑問のある場合は事前に役場・建設課へお問い合わせください。

課 長	班 長	課 員	担 当

様式第 1 号(第7条関係)

関川村長 様

※工事着手前に記入

令和● 年 ● 月 ● 日

〒 959-●●●●●

申請者住所 関川村大字●●●●●番地

申請者氏名 ●● ●● 印

連絡先(TEL) ●●-●●●●●

関川村雪下ろし命綱固定アンカー設置等補助金交付申請書

下記の通り補助金を交付くださるよう、関川村雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金交付要綱第 7 条の規定により関係書類を添えて申請します。

補 助 金 の 種 別	☐ 一般		☒ 要援護世帯	
対象住宅等の所在地	〒 959- 関川村大字		工事する住宅の所在地を記入	
対 象 住 宅	☒ 住宅		☐ 付属屋 (住宅と同一敷地内の車庫、倉庫、物置等)	
工事等に要する経費	総工事費		申請者記入欄	役場処理欄
	補助対象工事		150, 000 円	円
	交付申請額 補助率・上限額 一般世帯：1/2・15万円 要援護世帯：9/10・27万円 棟ごとに算定		135, 000 円	, 000 円
工 事 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
工 事 等 の 内 容	☐ 屋根馬単管型、 ☐ 屋根馬ワイヤー型、 ☒ 腕金ワイヤー型、 ☐ 雪下ろし転落防止柵、 ☐ 固定はしご			
施 工 業 者	名称 ●●●●建設	所在地 関川村大字●●●●●番地	電話番号 ●●●-●●●●●	
添 付 書 類 等	☒ 工事見積書の写し(村内施工業者の記名・押印のあるもの) ☒ 工事を行う住宅等の現況写真 (家屋全体) ☒ 工事を行う施工予定箇所の写真 (改修部分) ☒ 工事の内容が分かる図面等 ☒ 【要援護世帯の場合】要援護世帯であることがわかる書類 (手帳等) 別紙参照			
申請者 (所有者) 同意事項	申請内容の確認のために必要があるときは、私の住民登録の状況、村税等の納税状況、村のその他の制度の活用状況について関川村が関係当局に照会を求める事に同意します。			

住所確認 [住民票]	収納確認 [村 税]	収納確認 [国保税]	収納確認 [介護保険料]	収納確認 [保育料]	収納確認 [上下水道]	所有者確認 [固定資産]	要援護世帯確認 [福祉]
☐ 村内住所あり ☐ 村内住所なし	☐ 滞納なし ☐ 滞納あり	☐ 滞納なし ☐ 滞納あり	☐ 滞納なし ☐ 滞納あり	☐ 滞納なし ☐ 滞納あり	☐ 滞納なし ☐ 滞納あり	☐ 所有者名	☐ 高齢者世帯 ☐ 身体障害者世帯 ☐ 精神障害者・知的障害者世帯 ☐ ひとり親世帯

課 長	班 長	課 員	担 当

様式第 3 号(第10条関係)

関川村長 様

※工事終了後に記入

年 月 日

〒 959-
申請者住所 関川村大字

申請者氏名 印

連絡先(TEL)

関川村雪下ろし命綱固定アンカー設置等補助金
変更交付申請書 兼実績報告書 兼請求書

関川村雪下ろし命綱固定アンカー設置等補助金交付決定を受けた工事について、工事が完了しましたので、関川村雪下ろし命綱固定アンカー設置等補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

対象個人住宅等の住所		〒 959- 関川村大字		
工事等に要する経費		申請額	実績額	役場処理欄
請求申請額 円	補助対象工事費	円	円	円
	補助対象基礎額	円	円	円
	請求申請額	0 円	0 円	0 円
工 事 実 施 期 間		変更 ー から ー まで 当初		
工 事 が 変 更 に な っ た 理 由				
施 工 業 者	所 在 地	関川村大字		
	名 称			
	電 話 番 号			
添 付 書 類 等		☐ 工事見積書の写し(工事金額が変更になった場合添付) ☐ 工事完了写真(工事着手前と工事完了後が分かる写真) ☐ 工事費支払領収書の写し ☐ 口座振込申出書 完成写真に写らない箇所は施工中の写真も必要。		